

議案第 89 号

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市自転車競走実施条例（昭和 37 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「南関東自転車競技会」を「日本自転車競技会」に改める。

第 2 条 川崎市自転車競走実施条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 1 条第 6 項」を「第 3 条」に、「日本自転車競技会」を「法第 38 条第 1 項に規定する競技実施法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

自転車競技法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。